

庄原市 支援ガイド

本市には、市民の皆さんの生活や活動を応援するさまざまな補助制度などがあります。その中から主なものをご紹介します。
詳しくは担当課・各支所担当室にお気軽にお問い合わせください。

定住・就業・創業支援

定住促進奨励金

住宅の取得などを行った転入定住者に対し、奨励金を交付します。

■対象者

- 令和3年4月1日以後に、住宅の取得または改修を完了した、次の項目のすべてに該当する転入定住者
- 転入した日から4年以内に交付申請を行うこと
- 10年以上の定住を誓約すること
- 自治会に加入していること
- 対象事業および交付額
 - 新築住宅取得 80万円
 - 中古住宅取得 40万円
 - 住宅改修 40万円

集会所施設整備補助金

集会所施設の新築、購入、増改築および修繕を行う地域組織に対し補助金を交付します。

■対象者

自治会、小集落、自治振興区などの地域組織

■対象経費

①新築・購入

- 次の要件をすべて満たす施設の新築または購入に係る経費
- 延床面積30㎡以上のも
- 湯沸場およびトイレ設備を有するもの
- ※ただし、1㎡当たり10万円を限度
- 交付額
 - 対象経費の2分の1以内で、上限600万円

②増改築・修繕

増改築または修繕に係る経費

■交付額

※ただし、事業費が20万円以上のもの
対象経費の2分の1以内で、上限50万円

■申請の流れ

※ただし、地域組織が直接施工するときは、原材料のみ対象
年3回要望を取りまとめ、優先順位を決定し申請を受け付けます。

○加算

転入者数および中学校修了前の子どもの人数に応じて、それぞれ5〜10万円加算

※本人または配偶者が所有する住宅
※新築住宅取得は経費が80万円以上、中古住宅取得および住宅改修は経費が40万円以上のもの

■交付額
自治定住課定住推進係
☎0824・73・1257

空き家財道具等処分支援補助金

所有者が空き家内の家財道具などを処分する費用に対し補助金を交付します。

■対象者

庄原市空き家バンクへ登録する所有者など

■対象経費

空き家の家財道具などの処分に要する経費（市内事業者に依頼して実施）

■交付額

- 空き家バンクに登録する空き家1件につき10万円
- ※補助対象経費が10万円未満の場合は、千円未満の端数切り捨て
- 自治定住課定住推進係
☎0824・73・1257

創業サポート補助金

市内で創業または第二創業する中小企業者などに対し、補助金を交付します。（業種の指定があります）

■対象者

- (1) (2)のいずれかに該当するもの
- (2) 市内に住所を有する者で、特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書が発行されたもの

①店舗等設置費補助事業
店舗などの取得、新設または改装に係る費用

■対象経費

対象経費の3分の1以内で、上限100万円

■交付額

※ただし、取得または新設の場合、上限200万円

②店舗等借上料補助事業

店舗などの借上料（2年間を限度）

■対象経費

対象経費の2分の1以内で、上限月額4万円

③市場調査費補助事業

市場調査の外部委託に係る経費

■対象経費

対象経費の3分の1以内で、上限40万円

■交付額

のがある場合は5分の2以内で、上限は40万円
※ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ対象

■農業振興課農業振興係 ☎0824・73・1131

農業・畜産業支援

がんばる農業支援事業補助金

本市で農業経営を行うために、機械施設などの整備する農業者に補助金を交付します。

■対象事業

- ① 他の補助事業の対象とならない農畜産物生産に直接必要な機械施設の整備事業（中古農機具などは、業者の見積書を添付するものが対象）
- ② 高付加価値化による農畜産物の販売拡大のための開発、および加工する機械・施設の整備事業
- ③ 家畜自給粗飼料生産に関わる農機具などの整備事業

■交付額

① 一般型
対象事業に係る経費の4分の1以内で、上限22万5千円

※ただし、米の生産に直接必要な機械施設は対象外

②認定農業者型

農業経営改善計画に導入計画がない場合は対象事業に係る経費の4分の1以内、農業経営改善計画に導入計画

50万円
■申請期限
① ③のいずれも7月29日
■ 商工観光課商工振興係
☎0824・73・1178

まちづくり支援

まちづくり応援補助金

市民活動団体が行う公益的なまちづくり活動に対し補助金を交付します。

■対象団体

○市内に活動拠点があり、かつ市内で活動を行っている、または行う予定のある団体で次の2項目に該当する団体
○市内に在住し、勤務または在学する者5人以上で構成される団体
○庄原市市民活動団体登録制度に登録している団体または登録しようとする団体

■対象経費

市民活動団体が行う公益的なまちづくり活動に係る費用

■交付額

① 市民活動団体
対象経費から当該事業に係る収入を差し引いた額の5分の4以内で上限100万円

② 学生を中心に構成する団体

対象経費から当該事業に係る収入を差し引いた額で、上限30万円
※団体の構成員のおおむね7割以上が学生の場合は対象

地域材活用

地域木材住宅建築普及奨励金

市内で地域木材を使用した住宅を新築または改修する人に奨励金を交付します。

■対象住宅

一戸建ての木造住宅
※主要構造部材などに地域材を使用し、その証明書を添付すること
※現地調査による確認を実施

■交付額

- 地域材の使用量、奨励金の額
- 2㎡以上5㎡未満 10万円
- 5㎡以上10㎡未満 20万円
- 10㎡以上20㎡未満 40万円
- 20㎡以上 60万円

■ 林業振興課林業振興係
☎0824・73・1124

店舗改装・まちなか活性化支援

最寄り買い店舗改装支援補助金

日常生活に必要な商品の販売やサービスを提供する店舗の改装費を一部補助します。（業種の指定があります）

■交付額

改装費の5分の2以内で、上限42万5千円

■申請期限

5月31日
■ 商工観光課商工振興係
☎0824・73・1178

